

たちばな苑 重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、介護保険法第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部岡山県済生会
法人の所在地	岡山市北区国体町2番25号
法人の種別	社会福祉法人

2 利用施設及び対象者

施設の名称	介護老人保健施設 たちばな苑
事業者指定番号	岡山県3350180182号
施設の所在地	岡山市北区国体町3番12号
管理者の名前	前田 幸夫
電話番号	086-252-2741
FAX番号	086-252-2281
入居定員	60人(1ユニット10名×6ユニット)
対象者	要介護1～5の方 病状が安定された方

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の規定に基づき、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他適切な医療ケアと機能訓練を行うとともに、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように努める。
施設の運営方針	<ul style="list-style-type: none">入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って施設サービスを提供するように努める。地域や家庭との結びつきを重視し、常に明るく家庭的な雰囲気の中でサービスを行う。医療及び他の保険サービスとの綿密な連携に努める。

4 施設の概要

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	60室	1077.09 m ²	17.95 m ²

設備の種類	室数	面積	1人あたりの面積
食堂・リビング	6室	210.6 m ²	3.51 m ²
レクリエーションルーム	1室	68.34 m ²	1.13 m ²
機能訓練室	1室	68.34 m ²	1.13 m ²
一般浴室	6室	19.15 m ²	
機械浴室	1室	1台	
診察室	1室	19.50 m ²	
談話スペース	3室	66.06 m ²	1.10 m ²

5 職員体制（主たる職員）

従業員の職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者（医師）	1人			施設の業務を統括し、従業者の指揮監督をする。入居者の病状に応じて妥当適切に診療を行う。
支援相談員	2人			入居者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
介護支援専門員	1人			入居者に対して適切なサービス計画を作成し、自立に向けて支援する。
理学療法士又は作業療法士	3人以上			入居者の機能訓練及び日常生活動作能力の向上を目指し、援助・指導を行う。
看護職員	6人以上	1人	内1人が夜間当直	医師の診療の補助、入居者の日常生活の看護・指導及び家族に対する指導を行う。
介護職員	20人以上	2人	内常勤2人が夜間当直	入居者の心身の状況を的確に把握し、適切な介護を行う。
管理栄養士	1人			献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養評価、給食会議の主催、調理員の指導を行う。
薬剤師		1人		入居者の薬剤調剤及び管理を行う。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休日
管理者	常勤で勤務 勤務時間 8:30~17:30	週休2日
支援相談員	常勤で勤務 勤務時間 8:30~17:30	週休2日
介護支援専門員	常勤で勤務 勤務時間 8:30~17:30	週休2日
機能訓練指導員	常勤で勤務 勤務時間 8:30~17:30	週休2日
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤 勤務時間 8:30~17:30 ・早出 勤務時間 7:45~16:45 ・遅出 勤務時間 10:00~19:00 ・夜勤 勤務時間 16:30~ 9:00 	変則勤務 原則として週休2日
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日勤 勤務時間 8:30~17:30 ・早出 勤務時間 7:30~16:30 ・遅出 勤務時間 10:00~19:00 ・夜勤 勤務時間 16:30~ 9:00 	変則勤務 原則として週休2日
夜間帯は、看護職員1名・介護職員2名で対応いたします。		
管理栄養士	常勤で勤務 勤務時間 8:30~17:30	週休2日

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士により栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した、バラエティーに富んだ食事を提供します。 ・ 食事は入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・ 食事時間 朝食 8:00 より 昼食 12:00 より おやつ15:00より 夕食 18:00 より
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状にあわせた医療・看護を提供します。 <p>医師による定期診察は、週に1回行います。但し必要がある場合には適宜診察いたします。</p> <p>ただし、当施設では行えない処置（透析）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療につきましては他の医療機関での治療となります。</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても、適切な援助を行います。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴室にて入浴いたします。
離床着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう介助をいたします。 シーツ交換は、2週間に1回（随時）
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員（理学療法士等）による入居者の状況に適合した機能訓練を行います。 個別リハビリ及びレクリエーションにより、身体及び精神機能の維持向上に努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活が安らぎと潤いのある生活となるよう、適宜レクリエーション等の行事を企画いたします。 <p>なお、費用については、保険給付外（教養娯楽費）で、施設外レクリエーションについては参加者負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な娯楽等 カラオケ・コーヒータ임・書道・華道・茶道・手芸等のクラブ活動 主なレクリエーション 誕生会・遠足（春・秋）・バイキング料理・夏祭・敬老会・文化祭・クリスマス会・餅つき・慰問等
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者及びその家族からの相談については誠意をもって応じ、可能な限りの必要な援助を行います。 行政機関に対する手続きが必要な場合は、状況に応じて代行をいたします。 相談窓口：支援相談員 富山 恵美

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 髪	<ul style="list-style-type: none"> 第1・3木曜日（午後） 理髪店の出張理髪サービスを利用できます。
歯科診療	<ul style="list-style-type: none"> 隔週水曜日 岡山中央歯科クリニックの出張診療が受けられます。

8 利用料金（別紙利用料一覧表参照）

（１）基本料金

区 分	内 容
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額

（２）その他の料金

区 分	内 容
食事の提供に要する費用	提供する食事の材料費及び調理にかかる費用で、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。 （負担額限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の金額（１日）の負担となります。）
居住に要する費用	施設及び設備を利用されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費・保守管理費等）を、負担いただきます。 （負担額限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の金額（１日）の負担となります。）
日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただく費用	<ul style="list-style-type: none"> ・教養娯楽費 季節行事及びクラブ活動等の材料費等 （料理・手芸・工作茶道・華道・書道・絵画等） ・日用品費 シャンプー・石鹸・タオル・おしぼり等 ・施設外レクリエーションの実費負担
理 髪	協力理髪店に直接支払う。
歯 科 受 診	施設入居料と合算して請求
購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

（３）支払方法

療養中の利用料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月 15日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払い下さい。 ・お支払いは、現金、銀行振込、口座振替にてお願いします。 ・振込銀行名：中国銀行 奉還町支店 普通 口座番号：1997741 口座名義：介護老人保健施設「たちばな苑」 岡山県済生会常務理事 森本 尚俊
--------------	---

9 苦情申立先（苦情解決体制の概要は別紙参照）

相談室	窓口担当者：支援相談員 富山 恵美（086-252-2741） 苦情解決責任者：前田 幸夫 ・利用時間：平日 9時～17時 ・利用方法：面接及び電話 意見箱（各階EV横に設置）
第三者委員	
行政機関	国民健康保険団体連合会 TEL 223-8811 岡山市保健局介護保険課 TEL 803-1240 岡山市保健局事業者指導課 TEL 212-1014

10 協力医療機関

医療機関の名称	岡山済生会総合病院
院長名	仁熊 健文
所在地	岡山市北区国体町2番25号
電話番号	086-252-2211
診療科	内科・外科・整形外科・他13科
入院設備	473床
救急指定の有無	有（第2次救急）
契約の概要	緊急時の受診及び入院

11 協力歯科医療機関

歯科医院の名称	岡山中央歯科クリニック
院長名	西原 直広
所在地	岡山市北区伊島北町7-5 プライマリ・ケアセンター伊島5F
電話番号	086-898-1118

12 身体拘束等の適正化

身体拘束の適正化を図るため次の措置を講じます。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員、その他従業者に周知徹底を図ります。

- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。
- 当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由等必要な事項を記録し、入居者の家族等に連絡、説明し同意を得るものとしします。

1 3 虐待防止の取り組み

当施設は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しています。万が一、従業者により虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- 虐待防止責任者：総括事務部長 高中 和明
- 虐待防止担当者：支援相談員 富山 恵美
- 利用時間：【平日】9時～17時

1 4 成年後見制度の活用制度

当施設は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じて成年後見制度の利用や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 5 事故発生の防止及び発生時の対応

- 介護サービス提供中に入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医又は医療機関へ連絡し、適切な措置を講ずるとともに緊急連絡先に連絡いたします。
- 介護サービス提供中に事故が発生した場合には、市町村、当該入居者の家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。
- 当施設は、介護サービス提供中に当施設の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。
- 当施設は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入しています。
- 当施設は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、職員会議等で再発防止を徹底します。

措置を適切に実施するための担当者 介護職員 有本 美香

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「岡山済生会ライフケアセンター消防計画」により対応いたします。
近隣との協力関係	至近距離（350m）にある岡山済生会総合病院及び職員宿舎より応援体制が出来ている。
防災訓練	別途定める「消防計画」により、年3回行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間を想定した総合訓練 ・消火器及び消火栓による消火訓練 ・部署別消防教育及び訓練
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防火設備 避難階段・非常口・防火戸・防火シャッター ・消防用設備 自動火災報知設備・非常通報設備・スプリンクラー設備・非常警報設備（非常放送設備）・屋内消火栓（簡易散水栓）・非常電源設備・防火用水・誘導灯及び誘導標識
消防計画	消防署への届け出：平成30年5月23日 防火管理者：岡山済生会ライフケアセンター 総括事務部長 高中 和明

17 施設をご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	面会時間 10:00～20:00 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は、面会時間を遵守して下さい。 ・飲食物の持ち込みは禁止になっています。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊の際は前もって必ず許可を得て、帰苑時間をお知らせ下さい。
居室・設備 器具等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室、設備、器具等の利用は本来の用法に従って利用して下さい。 ・これに反した利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙及び飲酒はできません。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 ・むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・所持品は必ず名前を記入して下さい。 ・衣類等は私物入（タンス・ワードローブ）に入る程度として、季節の衣類の入れ替えは家族で行って下さい。
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は行わないで下さい。
動物等の飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内への個人のペットの持ち込み及び飼育はお断りいた

	します。
--	------

18 施設をご利用の際に留意していただく事項

入居者本人または家族の求めに応じ、当施設にて規定する個人情報保護規定に基づき、サービス提供記録を開示します。
--

たちばな苑利用料金一覧表(入所)

(令和 6年 8月)

(1)介護保険給付・施設介護サービス(加算一覧表)						
	負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
【基本型】	1 割	813 円	859 円	925 円	981 円	1,032 円
	2 割	1,626 円	1,719 円	1,851 円	1,963 円	2,064 円
	3 割	2,439 円	2,579 円	2,777 円	2,944 円	3,096 円
【在宅強化型】	1 割	888 円	965 円	1,032 円	1,092 円	1,145 円
	2 割	1,776 円	1,930 円	2,064 円	2,184 円	2,291 円
	3 割	2,664 円	2,895 円	3,096 円	3,276 円	3,437 円
		1割負担	2割負担	3割負担		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき)	40 円	81 円	121 円		
サービス提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき)	22 円	44 円	66 円	介護福祉士の割合が80%以上	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(1日につき)	51 円	103 円	155 円	基本型・在宅強化型	
夜勤職員配置加算	(1日につき)	24 円	48 円	72 円	基準を上回る夜勤職員の配置	
安全対策体制加算	(入所月)	20 円	40 円	60 円		
初期加算(Ⅰ)	(入所した日から30日間)	60 円	121 円	182 円	急性期医療機関に入院後30日以内に退院し老健施設に入所した場合	
初期加算(Ⅱ)	(入所した日から30日間)	30 円	60 円	91 円		
短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	(1回につき)	261 円	523 円	784 円	入所日から3カ月以内 1回以上/月ADL評価実施	
短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	(1回につき)	202 円	405 円	608 円	入所日から3カ月以内	
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅰ)	(1回につき)	243 円	486 円	729 円	居室を訪問しリハビリ計画書を作成 入所した日から3ヶ月以内	
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	(1回につき)	121 円	243 円	364 円	入所した日から3カ月以内	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	(1日につき)	53 円	107 円	161 円	口腔や栄養状態等職員間で共有	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	(1日につき)	33 円	66 円	100 円		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき)	91 円	182 円	273 円		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき)	111 円	223 円	334 円		
療養食加算	(1食につき)	6 円	12 円	18 円	医師の発行する食事箋による治療食等	
緊急時治療管理	(1日につき)	525 円	1,050 円	1,575 円	1月1回(連続する3日を限度)	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1日につき)	486 円	973 円	1,460 円	1月1回(連続する10日を限度)	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき)	3 円	6 円	9 円	褥瘡予防のための評価・管理等	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき)	13 円	26 円	39 円		
排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき)	10 円	20 円	30 円		
排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき)	15 円	30 円	45 円		
排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき)	20 円	40 円	60 円		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	(1回を限度)	456 円	912 円	1,368 円		
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	(1回を限度)	486 円	973 円	1,460 円		
入退所前連携加算(Ⅰ)	(1回を限度)	608 円	1,216 円	1,825 円	入所前より在宅ケアマネと連携し、退所後の 居室サービス等利用方針を定める	
入退所前連携加算(Ⅱ)	(1回を限度)	405 円	811 円	1,216 円		
退所時栄養情報連携加算	(1回を限度)	70 円	141 円	212 円		
退所時情報提供加算(Ⅰ)	(1回を限度)	507 円	1,014 円	1,521 円	居室へ退所した場合	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	(1回を限度)	253 円	507 円	760 円	医療機関に退所した場合	
訪問看護指示加算	(1回を限度)	304 円	608 円	912 円	居室へ退所した場合	

たちばな苑利用料金一覧表(入所)

(令和 6年 8月)

(1)介護保険給付・施設介護サービス(加算一覧表)				
	1割負担	2割負担	3割負担	
ターミナルケア加算(死亡日以前31日以上45日以内)(1日につき)	73円	146円	219円	
ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以内)(1日につき)	162円	324円	486円	
ターミナルケア加算(死亡日以前2日以上3日以内)(1日につき)	922円	1,845円	2,768円	
ターミナルケア加算(死亡日)(1日につき)	1,926円	3,853円	5,779円	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(1月につき)	10円	20円	30円	施設内での感染者の療養及び感染拡大防止
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(1月につき)	5円	10円	15円	
新興感染症等施設療養費(5日を限度)	243円	486円	729円	新興感染症のパンデミック発生時に施設内療養を行う場合
協力医療機関連携加算(1)(令和6年度)(1月につき)	101円	202円	304円	入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催
協力医療機関連携加算(1)(令和7年度)(1月につき)	50円	101円	152円	
協力医療機関連携加算(2)(1月につき)	5円	10円	15円	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)口	70円	141円	212円	内服薬の調整等
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	243円	486円	729円	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	101円	202円	304円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位×75/1000			

(2)介護保険給付外・施設介護サービス						
利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費(1日分)	調理費及び食材費	300円	390円	650円	1,360円	1,460円
居住費(1日分)	個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
	特室	1,650円	251~262号室 351~362号室 451~462号室 【付属備品】 障子・自動水栓・ウオッシュレット・低反発マットレス・空気清浄器・タオルリング			個人の選択による負担
日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただくことが適当な費用	項目	料金	内容			
	日用品費	1日 200円	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等			
	教養娯楽費	1日 200円	クラブ活動等の材料費等(手芸・工作・園芸・華道等)			
	電気器具使用料	1日 30円	1点につき			
	診断書料①	1通 1,650円	当苑指定書式と死亡診断書(公文書)			
	診断書料②	1通 5,500円	上記以外のもの【例】保険会社等へ提出用の診断書			
証明書料	1通 550円	在所証明等				
利用料のお支払いについて	・毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行いたします。その月の20日迄にお支払いください。 ・支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替(取扱銀行:中国銀行)にてお願いします。					